

令和3年1月14日

各中学校長 様

熊野市教育委員会事務局  
学校教育課長

部活動における感染防止対策の徹底について（通知）

このことについて、令和2年9月4日付け「部活動の段階的な実施について（通知）」でお知らせしましたが、令和3年1月12日付け三重県教育委員会「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（依頼）」を踏まえ、下記のとおりとしますので、関係職員に周知願います。

記

1、県外での活動について

当面の間、引き続き自粛する。他県から来県した練習試合等についても中止とする。

2、県内での活動について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」の期間である2月7日までは、第1段階である自校内活動期間とし、さらに昼食を伴わない午前または午後のみ活動とする。（※合同チームについては、他校での活動を可とする。）

なお、今後の状況によっては延長する場合がある。

3、中学校体育連盟や文化連盟等主催の大会やコンテストへの参加について

現段階において、引き続き該当生徒・保護者の意向を聞取ったうえで、主催者が定めた感染対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとする。

4、生徒の体調管理について

引き続き、日常の体調管理を行うとともに、発熱等が無くても体調が気になるときは無理せず練習を休ませることを指導する。

〔事務担当：熊野市教育委員会事務局 学校教育課長 佐藤 卓哉

TEL0597-89-4111（内410）/FAX0597-89-6614〕

イントラP C Eメール kmk793@kumano-city.ed.jp